

地方税財源の偏在是正及び東京都との格差解消に関する要望書

我が国が直面する急激な人口減少と少子高齢化を克服し、持続可能な発展を遂げるためには、地方が活力と希望を持ち、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定して提供できる地方財政基盤の確立が不可欠です。

しかしながら、現状においては大都市・東京都への税源集中が著しく進んでおり、令和8年度当初予算における東京都の一般会計予算規模は埼玉県の約4倍(9兆6,530億円)、法人二税に至っては約9倍(1兆9,460億円)という隔絶した水準に達しています。さらに、東京都の普通交付税算定における財源超過額は過去最大の約2.2兆円に達し、隣接する当県をはじめとする周辺自治体との間には、教育・子育て支援・住民福祉など多岐にわたる行政サービスにおいて看過し得ない格差が拡大しております。

こうした格差は、地方創生や国家全体の健全な発展を阻害する構造的課題であり、令和8年度与党税制改正大綱の基本方針を踏まえ、税源の偏在是正に向けた具体的措置を早急かつ確実に断行されるよう、下記事項について強く要望いたします。

記

1. 東京都との著しい財政力格差と埼玉県の実態

東京都と埼玉県の財政力の格差は極めて深刻であり、自治体の政策的裁量や投資余力を左右する各種指標において圧倒的な差が生じています。

比較項目	埼玉県	東京都	格差・比較
令和8年度一般会計当初予算規模	2兆4,349億円	9兆6,530億円	約4.0倍
地方法人二税 (法人事業税+法人住民税)	2,121億円(※1)	1兆9,460億円(※1)	約9.2倍
経常収支比率(財政構造の硬直度) (令和6年度決算ベース)	94.7%	80.3%	14.4ポイント差
人口1人当たり比較的自由に使える財源 (令和6年度決算ベース)	9,899円	72,268円	約7.3倍
普通交付税 財源超過額 (令和8年度当初算定ベース)	交付団体(超過なし)	約2.2兆円(過去最高)	突出した財源集中

※1 埼玉県: 法人事業税1,928億円・法人県民税193億円。東京都: 法人事業税17,462億円・法人都民税1,998億円(特別区の市町村税相当分を除く)。

【行政サービス格差の深刻化: 都境を挟んだ住民負担と給付の不平等】

東京都は潤沢な超過財源を背景に、「第1子からの保育料等完全無償化(1,101億円)」「高校生までの医療費助成(161億円)」「18歳以下への月額5,000円支給(018サポート:1,203億円)」などの独自給付施策を次々と展開しています。仮に埼玉県が東京都と同等の独自施策を実施しようとした場合、単年度で1,000億円(保育料等218億円、子ども医療費131億円、現金給付651億円)もの追加財源が必要となります。本県の財政調整3基金の実質残高は350億円に過ぎず、地方自治の自助努力のみでこの格差を埋めることは到底不可能です。川を一本隔てただけで受けられる行政サービスや子育て環境に著しい断絶が生じ、住民に強い不公平感を与えています。

2. 税源偏在の構造的要因(なぜ東京に集中するのか)

東京都への税収集中は、単なる企業の経済活動の結果にとどまらず、税制・産業構造上の特異性に起因しています。

- ・**大法人の本社一極集中と課税権の不整合:** 資本金50億円以上の大法人のうち、全国で支店・工場を持たない「東京本社のみ法人」の割合が急速に増加(令和元年以降設立企業では57%)。全国規模のフランチャイズ事業等において、全国各地域の消費や店舗活動によって生み出された利益(FC加盟店料等)が東京本社に集約され、その課税権が東京都に過度に帰属する歪みが生じています。
- ・**地価高騰に伴う固定資産税の集中:** 全国の商業地面積に占める特別区のシェアはわずか1.3%であるにもかかわらず、評価額シェアは29.2%、賃貸オフィス床面積は55.5%を占めます。地価高騰により特別区の土地固定資産税収(都税収)は著しく偏在しています(全国シェア約21.7%)。
- ・**金融デジタル化による利子割の乖離:** インターネット銀行等の急成長により、預金者の居住地に関わらずネット銀行本社が所在する東京都へ利子割税収が集中(東京都シェア4割超)。デジタル社会における税収帰属の歪みが顕在化しています。

3. 具体的要望事項(令和9年度税制改正等に向けた提言)

令和8年度与党税制改正大綱に示された方針及び衆参総務委員会の決議を確実に具現化し、都市と地方が持続可能に共生できる税体系を確立するため、以下の措置を強く要望いたします。

① 地方法人課税における偏在是正措置の抜本的拡充【令和9年度税制改正での確実な実現】

・法人事業税「資本割」の特別法人事業税・譲与税の対象化:

外形標準課税の「資本割」は、付加価値割や所得割と比較して東京都への偏在度(税収シェア32.5%)が極めて高くなっています。大綱の記述に基づき、法人事業税資本割を確実に対象に追加してください。

・特別法人事業税・譲与税の国税化割合(譲与割合)の引き上げ:

所得割・収入割に係る現行の国税化割合を引き上げ、地方交付税の不交付団体に対する譲与制限を含め、財源超過団体と財政需要の逼迫する地方団体間の税源の偏在が確実に是正される制度へ見直してください。

② 東京都特別区の土地に係る固定資産税の偏在是正【令和9年度以降での早期結論】

・都区財政調整制度および課税特例に起因する偏在への是正措置:

全国の商業地価高騰に伴い突出する特別区の土地固定資産税(約8,200億円、うち44%が都の一般財源化)について、一般市町村課税との不均衡や大規模償却資産制度等の既存の偏在是正スキームを参考に、実効性ある偏在是正制度を創設してください。

③ 都道府県民税利子割「清算制度」の着実な実施と公平・合理的な運用

・デジタル時代に対応した税収帰属の適正化:

ネット銀行等の急速な普及により東京都に4割以上偏在している利子割について、令和8年度から導入される住所地ベースの所得課税データを基準とした都道府県間清算制度を着実に運用し、本来あるべき帰属地(住民の住所地)への是正を徹底してください。

④ 地方一般財源総額の確保と「社会機能移転分散型国づくり」の強力な推進

・地方交付税を含む一般財源総額の増額確保:

偏在是正措置が地方財政計画における地方税全体の縮減や交付税総額の圧縮の口実とされることがなく、人口規模に応じた行政需要(子育て支援、高齢化対応、社会資本老朽化対策等)を支える一般財源総額を別枠でしっかりと増額確保すること。

・特定自治体への偏重なき全国的合意形成:

地方税財政の抜本改革にあたっては、財源超過団体である一部の大都市の声に偏ることなく、過重な住民行政需要を抱える埼玉をはじめとする周辺県および全国各自治体の切実な実態を踏まえた公平中立な制度設計を行うこと。

【偏在是正に係る東京都の主張】

東京都は偏在是正措置に反対のための様々な主張を行ってきました。

7月30日に行われた国と東京都の協議会(第2回)において、「地方が税収増となる中、現行の地方交付税制は、地方交付税等が減額され、一般財源総額が抑制されている」、「地方交付税は税収増があっても25%しか財源が増えず、自治体が努力するインセンティブを阻害している。」として、税制度ではなく地方交付税制度の仕組みに問題があると主張しています。

しかし、東京都の主張は、「税収が増えた時のインセンティブ(留保財源率)が25%しかない」ことのみに着目しており、税収が落ち込んだ時の「財源保障機能」に触れていない一面的な主張です。また、留保財源率の増加は、基準財政需要額の引き下げ、すなわちナショナルミニマムの引き下げにつながりかねず、過大な留保財源で過剰は行政サービスを行う東京都との財政力格差は解消されません。

都市の発展は、食料や電力の供給、そして年間約10万人に及ぶ地方・周辺自治体からの優秀な若年人材の供給によって支えられています。都市と地方が互いに支え合い、日本全体が力強く成長できるよう、自由民主党政務調査会・税制調査会において力強いリーダーシップを発揮され、次期税制改正において実効性ある偏在是正を断行いただきますよう重ねて強くお願い申し上げます。